

農事組合法人に係る法人事業税の確定申告について（お知らせ）

令和2年4月

高知県

地方税法第72条の4第3項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、法人事業税が非課税とされています。高知県では、その具体的な取扱いについて以下のとおり定めましたので、お知らせします。

1 内容

(1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となる農事組合法人かどうかの具体的な判定は、別紙1「農事組合法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

なお、判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人は、申告書を提出する際に、下記2「申告書に添付する書類」をあわせて添付してください。

(2) 非課税となる農業の範囲について

① 日本標準産業分類の「大分類A－農業、林業：中分類01－農業：小分類011－耕種農業」

② 上記①に関連（付帯）する事業と認められる事業で、次の要件を全て満たしているもの

ア 社会通念上独立した事業部門と認められない事業があること

(例) 当該法人の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるもの

主として栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているもの

イ 上記アの事業の収入金額が、①の収入金額の2分の1を超えない場合

なお②は、別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」を用いて判断してください。

(3) 課税標準となる所得金額の算定方法について

① 課税事業と非課税事業とを区分経理している場合は、当該区分して計算

② 課税事業と非課税事業との区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額をあん分して計算

なお②のあん分は、別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」を用いて計算してください。

2 申告書に添付する書類 (別紙1によって農業が非課税と判定された農事組合法人に限る。)

- (1) 非課税対象となる農事組合法人であることが確認できる書類
 - ① 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人である場合は、「農業委員会」に提出する当該事業年度の「農地所有適格法人報告書」の写し
なお、確定申告書の提出期限において、当該事業年度の農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出していない場合は、農林水産省令で定める提出期限までに別途提出してください。
 - ② 農業協同組合法第72条の13第1項第1号に掲げる者（農民）以外の者を組合員とする農事組合法人の場合は、各組合員ごとの出資口数が確認できる書類
- (2) 別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」
- (3) 区分経理に用いた計算書等（課税事業と非課税事業とを区分計算している場合に限る。）
(例)「農業部門」「農業に付帯する事業」「その他」の所得金額の内訳がわかるもの
- (4) 法人税申告書 別表四の写し
- (5) 貸借対照表、損益計算書、雑収入明細書（雑収入の内訳がわかるもの）
- (6) 別紙3「除外収入の明細書」（損益計算書への計上金額と別紙2「所得金額計算書」に転記された金額が一致しない等、総収入金額に含まないものがある場合に限る。）
- (7) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

3 適用期日

この取扱いは、令和2年4月1日以後に終了する事業年度分から適用します。